

らくらくメッシュ Wi-Fi プラン利用規約

らくらくメッシュ Wi-Fi プラン（以下、「本サービス」という）は、豊橋ケーブルネットワーク株式会社（以下、当社という）が提供するサービスであり、本サービスの提供を受ける者（以下、「契約者」という）との間に結ばれる利用規約は、以下の条項によるものとします。

第1条（利用規約の適用）

- 当社は、らくらくメッシュ Wi-Fi プラン利用規約（以下、「本規約」という）を定め、これにより本サービスを提供します。
- 本規約に定めのない事項については、当社インターネット接続サービス契約約款を適用します。
- 当社は、必要に応じて本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によるものとします。

第2条（加入の条件）

- 本サービスは、当社のインターネット接続サービス契約者が対象です。
- 本規約に同意し、当社が別に定める手順で加入申込をしていただくものとします。
- 集合住宅インターネット一括サービス（バルクサービス）のみの利用者は本サービスの提供を受けられません。

第3条（本サービスの内容）

- 当社が所有する Wi-Fi 端末を契約者へ貸与し、当社のインターネットサービスと Wi-Fi 端末を接続して、端末の有する規格に対応した契約者所有の電子機器と相互接続するサービスです。
- 1 契約で、Wi-Fi 端末（親機）と Wi-Fi 端末（子機）を各 1 台貸与します。また契約者は当社と別途追加契約を締結することで、さらに 1 台の Wi-Fi 端末（子機）の貸与を受けられます。
- 当社は本規約に定める Wi-Fi 端末の販売は行いません。

第4条（サービス利用契約の成立）

- 本サービスへの加入申込をしようとする者は予め本規約が適用されることを承諾した上で、当社の指定する方法により加入申し込みを行い、当社がこの申し込みに対し承諾することにより、サービス利用契約が成立するものとします。
- サービス提供開始日は、当社が契約者より指定された場所に端末を設置した日とします。
- 当社は、次の場合には申込みを承諾しないことがあります。
 - 当社のサービス提供が技術的な理由等により困難な場合。
 - 当社の料金支払いが滞っている場合。又は、過去にその事実があった等、滞る恐れがある場合。
 - 当社の業務遂行上支障があるなど、不適当と判断したとき。

第5条（料金の適用）

- 本サービスの利用にかかる料金は、本規約の料金表に定めるところによります。
- 当社は、第4条2項に定めるサービス提供開始日が属する月の翌月より発生する月額利用料を翌々月より契約者に請求するものとし、日割りによる請求は行いません。

第6条（契約者が行う解約）

- 契約者は、本サービス契約を解約しようとする場合、当社所定の方法により当社にその旨を申し出るものとします。また、本契約は契約者に貸与された全ての Wi-Fi 端末本体が当社へ返却された日が属する月の末日をもって解除されるものとします。
- 申込月当月内での契約解除はできません。申込月当月内に契約の解除を申し出た場合も、契約者は 1 ヶ月分の料金を当社に支払うものとします。
- 契約者が当社のインターネット接続サービス契約を解除した場合、本サービスも解除されるものとします。

第7条（当社が行う契約の解除）

- 当社は、次の場合には、その加入契約を解除することがあります。
 - 当契約およびその他の債務について、支払期日を経過してもなお支払われな
 - 契約者が本規約もしくはインターネット接続サービス契約約款に反する行為を行ったとき。

- 当社は、第1項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ加入者にそのことを通知します。

第8条（Wi-Fi端末の貸与）

- 当社は、契約内容に基づき契約者に対し Wi-Fi 端末を貸与します。
- 当社が本規約に基づき本サービスを提供するために必要な工事は当社が指定する者が行うものとします。
- 契約者は、使用上の注意事項を厳守して Wi-Fi 端末の維持管理を行い、解約する場合は当社の指定する方法で当社へ返却するものとします。なお、契約者は故意または過失により Wi-Fi 端末等を故障、破損させた場合や紛失させた場合は、本規約の料金表に定める機器損害金を当社に支払うものとします。
- Wi-Fi 端末の利用にあたり必要となる電気料金は契約者が負担するものとします。

第9条（本サービスの廃止および変更）

- 当社は、指定業者による引渡し時において、Wi-Fi 端末をその目的に従った利用をした場合に正常に機能することのみを保証します。なお、契約者所有の電子機器における通信状況や通信速度等の改善を保証するものではありません。
- 当社は、契約者が本来の目的に従った使用をしていたにもかかわらず、契約者の責任ではない故障、毀損等が生じた場合に限り、当社負担で Wi-Fi 端末の修理若しくは交換を行います。

第10条（責任の範囲）

当社は、契約者が本サービスの利用に起因する損害（情報等が破損若しくは滅失したことによる損害）を負うことがあっても、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償責任を負わないものとします。

料金表

- 契約者は、本サービス利用に際し、下表に定める料金を支払うものとします。
- 工事費用

Wi-Fi 端末設置費用（子機追加費用）	無料
Wi-Fi 端末撤去費用 （当社による取外しが必要な場合のみ）	4,400 円/式（税込）

3. 月額利用料金

Wi-Fi 端末(親機+子機)セット	550 円/セット（税込）
Wi-Fi 端末(子機)	330 円/台（税込）

4. 機器損害金

Wi-Fi 端末(親機)	11,000 円/台（税込）
Wi-Fi 端末(子機)	11,000 円/台（税込）

附則 規約の施行日及び改正日

2024 年 10 月 1 日 施行

「らくらくメッシュ Wi-Fi プラン（以下、本サービス）」は「特定商取引に関する法律」（以下「特定商取引法」という）に基づくクーリング・オフの対象となります。当該サービスへご加入の場合は、以下の内容を十分にお読み下さい。

2024 年 10 月 1 日

特定商取引法に基づく表示

提 供 事 業 者	豊橋ケーブルネットワーク株式会社 〒440-8527 愛知県豊橋市小畷町 596 番地
提 供 価 格	Wi-Fi 端末(親機+子機)セット・・・月額 550 円/セット（税込） Wi-Fi 端末(子機)・・・・・・・・・・・・・月額 330 円/台（税込）
提 供 時 期	本サービスの提供時期は、ご契約者様の指定された場所に端末の設置をした日から契約終了までの期間です。
お 支 払 方 法 お よ び 支 払 時 期	本サービスの提供を開始した月の翌月から利用料が発生し、翌々月から別途ご加入いただいている弊社インターネット接続サービスの料金のお支払い時に一括して、ご契約者様指定のお支払方法（金融機関の口座からの自動振替もしくはクレジットカードによる決済手段）にてお支払いいただきます。
制 限 事 項	本サービスは、弊社インターネット接続サービスに有料加入している、もしくは同時に加入する場合に限り提供いたします。インターネット接続サービスのご利用には、別途月額基本料金、工事費などが必要です。また解約には撤去費等が必要となります。また弊社インターネット接続サービスを解約される場合、本サービスも併せて解約となります。

●クーリング・オフについて：

- 提供開始日から 8 日を経過する日までに弊社に書面でお申し出いただければ、本サービスを解除することができます。

- 1 にかかわらず、弊社がクーリング・オフを妨げるために、不実のことを告げたことによりご契約者様が誤認をし、または弊社が威迫したことによりご契約者様が困惑し、これらによって 1 の期間内にクーリング・オフを行えなかった場合には、別途弊社が作成しますクーリング・オフ妨害の解消のための書面を、ご契約者様が弊社から受領した日から 8 日を経過する日までに弊社に書面でお申し出いただくことにより、クーリング・オフを行うことができます。

- 3.1 のクーリング・オフは、ご契約者様が 1 または 2 のお申し出をされたときに効力が生じます。

4.1 のクーリング・オフがあった場合、

- ① 既に本機器がご契約者様に引渡されている場合は、当該機器の引取りに要する費用は弊社が負担いたします。
- ② 既に本サービスの料金の全部または一部をお支払いいただいている場合、弊社は速やかに、お支払いいただいた当該金額を返還いたします。
- ③ 当該金額は、場合によっては支払いを停止することができず、当社のご利用料金などと共に、一旦ご登録のクレジットカードもしくは口座振替でのご請求が発生いたします。その場合、お支払いいただいた当該金額はご契約者様のサービス利用料より差し引く方法により返金させていただきます。一ヶ月で全額を差し引けない場合は、残額について二ヶ月目以降の利用料より差し引かせていただきます。なお、直接お振込みの方法による返金のご希望がございましたらお申し出いただけますようお願いいたします。
- ④ 弊社は、ご契約者様が本サービスをご利用することにより得られた利益に相当する金銭、ならびにクーリング・オフに伴い発生する弊社の損害にかかる金額の支払いを請求することはありません。